

令和2年(厚)第289号

令和3年5月31日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の事実が認められる。

- 1 老齢厚生年金の受給権者であった亡A(以下「A」という。)が平成○年○月○日から○日までの間に死亡したため、請求人は、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、請求人はAの死亡当時、同人によって生計を維持されていた配偶者とは認められないとして、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。)が死亡した場合において、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時、適格死亡者によって生計を維持した者に遺族厚生年金が支給される。

そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むとされ、また、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって厚生労働大臣の定める金額(年額850万円)以上の収入(以下「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法第3条第2項、第58条第1項第4号及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10、平成6年11月8日付け「遺族基礎年金等の生計維持の認定に係る厚生大臣が定める金額」(平成6年11月9日社会保険庁保発第36号別添))。

- 2 本件の場合、Aと請求人が、平成○年○月○日に離婚し、Aの死亡当時において戸籍上の夫婦でなかったこと、Aが適格死亡者であったこと及びAの死亡当時において請求人が基準額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、本件記録から明らかであり、当事者間にも争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が、Aの死亡当時、同人によって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と認めることができな
いかどうか、ということである。

第2 当審査会の判断

- 1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。
 - (1) A(昭和○年○月○日生)と請求人(昭和○年○月○日生)は、平成○年○月○日に婚姻し、平成○年○月○日に長男Bをもうけたが、平成○年○月○日に別居し、平成○年○月○日に協議離婚した。Aは、平成○年○月○日から○日までの間に死亡したが、A死亡の時点において、A及び請求人のいずれについても、戸籍上の婚姻関係は認められない。
 - (2) Aの住民票の除票によると、Aは、平成○年○月○日に○○市○○区○○○-○-○から○○市○○○-○-○

〇-〇号へ転入し、同所において世帯主となっており、その後、Aが死亡する時まで住所の変更はない。

(3) 請求人の住民票によると、請求人は、平成〇年〇月〇日に〇〇市〇〇区〇〇-〇-〇から〇〇市〇〇区〇〇-〇-〇 〇〇〇〇号へ転入し、同所で世帯主となっており、その後、Aが死亡する時まで、住所の変更はない。

(4) 平成〇年〇月〇日付け離婚等公正証書には、①Aと請求人は、Bの親権者を請求人と定め協議離婚すること、②Aは、養育費として、Bが満20歳に達するまで、毎月末日限り2万円宛を支払うこと、③Bの進学等により特別の費用が生じたときは、Aは、特別の費用に係る分担額を支払うこと、④Aは請求人に対し、平成〇年〇月末日限り、解決金として〇〇〇万円を支払うことなどが記載されており、Aは、そのころ解決金〇〇〇万円を支払った。

(5) 請求人とAは、離婚後も、互いの家を訪問し合い、頻繁に電話やメールで日々の出来事を連絡し合っていた。また、Bを含め3人でスポーツ観戦、旅行、食事等に行っている。請求人とAの食事は平成〇年〇月〇日が最後であり、メールのやりとりは、同年〇月初旬まで継続していた。

(6) Aは、離婚後の平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、請求人の預金口座に、概ね毎月金員を振り込んでいる。その金額は一定ではないが、公正証書で定められた養育費（月2万円）やBの私立中学の学費（月8万5000円）、家族旅行の代金等の趣旨の明らかな金額のほかに、少なくとも毎月2万円が加算されている。これは請求人に対する生活費の援助と認められる。また、平成〇年〇月以降は振込が一時途絶え、同月分以降の養育費が不払となったが、これは、Aが失業して、再就職先が決まらず、振込が不定期になったものである。その後、Aは平成〇年〇月〇日に50万円をまとめて振り込んだ。

この50万円は、その時点での滞納養育費14万円を大きく超えるものであり、残余の36万円は同年〇月以降の当面の養育費及び請求人の生活費（合計月4万円）をまとめて支払ったと評価できるものである。

(7) 請求人の陳述書には、婚姻中に、Aが精神病に罹患し、Bらに厳しく接することから、平成〇年に一時的に別居したところ、Aの実家から、同居しないのであれば離婚すべきであるとの要請を受け、やむなく離婚することになったものであるが、離婚は本意ではなく、請求人とAは、Bが大学に進学したら、同居・再婚する旨の約束をしていたと記載されている。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 保険者は、戸籍上の夫婦でない者を厚生年金保険法第3条第2項にいう事実上婚姻関係と同様の事情にある者とする認定、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定等の取扱いについて、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。）を定めており、本件通知では、事実婚関係にある者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を指す。）とは、いわゆる内縁関係にある者をいい、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであることとしている。

ア 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。

イ 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること。

そして、生計維持認定対象者が適格死亡者の配偶者であり、住所が適格死亡者と住民票上異なっている場合に、

適格死亡者との生計維持関係が認められるためには、次のウ又はエの生計同一要件を満たす必要があるとしている。ただし、これにより生計同一関係・生計維持関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

ウ 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

エ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、請求人が、Aの死亡当時、Aによって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認められないかどうかを検討する。

前記1によれば、請求人とAは、平成〇年に離婚し、住民票上も別住所となっていたが、離婚後も、相互の家を行き来し、頻繁にメールのやりとりをし、Bを含め3人でスポーツ観戦、旅行、食事をしていた上、Aは請求人に対し、Bの養育費・教育費のほか生活費を振り込んでおり、A死亡の時点においても生活費の支払が継続していたことが明らかである。そして、これらの事実関係に照らすと、請求人とAがBの大学進学後に同居・再婚する旨の約束をしていたとの請求人の陳述は、信用できるといふべきである。

(3) そうすると、請求人とAとの間に、前記1(1)記載のア、イ、ウの要件を満

たす関係があったと認めるに足りないが、エの要件を満たしているから、請求人は、Aの死亡当時、Aによって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に該当するといふべきである。

(4) したがって、これと異なる趣旨の原処分は失当であり、取消しを免れない。よって、主文のとおり裁決する。